

令和4年第5回農業委員会総会

- 1 日 時 令和4年6月23日(木)
午前10時00分～午前10時24分
- 2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	8	田中 博幸
3	東田 保夫	9	橋村 實男
4	丸小 操		
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
7	島原 順二		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局書記	藤井 秀明
事務局主幹兼農地係長	川本 義典		

令和4年第5回農業委員会総会日程

1 日 時 令和4年6月23日(木) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第9号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第10号	大竹市農用地利用集積計画(第103期)の決定について
日程第3	議案第11号	非農地証明の申請について
日程第4	報告第6号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
日程第5	報告第7号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和4年第5回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼ご着席下さい。

会 長

おはようございます。本日はご多忙中にもかかわらず総会に出席していただきましてありがとうございます。着座にて進行をさせていただきます。本日の出席委員11名中10名で定足数に達しておりますので、これより、令和4年第5回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において6番古木麻知子委員、島原さんが欠席ですので8番田中博幸委員を指名いたします。よろしく願いいたします。これより、日程第1議案第9号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は2ページ、地図は4ページをご覧ください。譲受人は大竹市玖波町の〇〇〇〇さん、譲渡人は大竹市元町二丁目の〇〇〇〇さんです。申請地は、玖波町大人原〇〇番〇〇地目は畑、面積は289㎡です。譲渡人は譲受人の姉で、高齢であることから申請地のすぐ近くに住居を構え、農業を行っている譲受人に今後も果樹栽培を続けてほしいと譲渡することとなりこのたび申請が提出されました。なお、3ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため事務局としては許可相当と考えております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。6番小川委員お願いします。

小川委員

現地調査をしましたが問題ありません。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。続きまして、日程第2議案第10号大竹市農用地利用集積計画（第103期）の決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議案書5ページにありますように、このたび4件提出がございます。順位1から順位3までは、利用権を設定する方が同一で同じ地区となりますので、併せてご説明いたします。順位1は、議案書は6ページ、7ページ、地図は8ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、大竹市栗谷町大栗林の〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は東京都文京区の〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町大栗林字曾根〇

〇番、現況地目は田、面積は928㎡、同じく〇〇番、現況地目は田、面積は948㎡、利用権の種類は使用貸借で、内容は水稲となっています。順位2は、議案書は9ページ、10ページ、地図は11ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、大竹市栗谷町大栗林の〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は東京都文京区の〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町大栗林字宮ノ前〇〇番、現況地目は田、面積は99㎡、利用権の種類は使用貸借で、内容は水稲となっています。順位3は、議案書は12ページ、13ページ、地図は14ページ、15ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、大竹市栗谷町大栗林の〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は東京都文京区の〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町大栗林字下場〇〇番、〇〇番、〇〇番、甲〇〇番、字宮ノ前〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番で現況地目はいずれも田、面積は8筆合計2,610㎡、利用権の種類は使用貸借で、内容は水稲となっています。順位1から順位3までの利用権は、令和4年8月1日から令和9年12月31日までの契約を結ぶものです。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長

続きまして、順位1から順位3についてについて地区担当委員の意見を求めます。本件の地区は私が担当ですので、発言させていただきます。

息子さんは東京で医師をされていて、耕作が不可能なので継続案件ですので、問題ありません。

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

(異議なしの声)

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。引き続きまして、順位4について事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、順位4についてご説明いたします。議案書は16ページ、17ページ、地図は18ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、大竹市栗谷町後原の〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は大竹市栗谷町後原の〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町後原上之原〇〇番1現況地目は田、面積は7,251㎡のうち南側半分の3,625㎡、利用権の種類は賃貸借で借賃は10アール当たり1万円、内容は水稲となっています。新規の申請で令和4年7月1日から令和9年12月31日までの契約を結ぶものです。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長

続きまして、順位4について地区担当委員の意見を求めます。島原委員が欠席なので伝言を発言します。本件も問題ないということでした。本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

(異議なしの声)

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。続きまして、日程第3議案第11号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第11号非農地証明の申請についてを、順位1からご説明いたします。議案書は19ページ、地図は20ページをご覧ください。所在は、大竹市白石二丁目〇〇番〇〇、登記地目は田、現況は宅地、面積は0.52㎡の土地です。申請人は、廿日市市大野中央五丁目の〇〇〇〇さんです。申請地は、平成7年頃に〇〇番にアパートが建築される際に分筆され、隅切りとして宅地の一部とされましたが、登記は変更されずに田のままとなっていたものです。申請理由はすでに宅地の一部として使用している現況に地目を変更するため、非農地証明の申請を行ったものです。引き続き順位2をご説明いたします。議案書は19ページ、地図は21ページをご覧ください。所在は、大竹市立戸一丁目〇〇番〇〇登記地目は田、現況は宅地面積449㎡〇〇番〇〇登記地目は田、現況は宅地面積は431㎡の土地です。申請人は、大竹市立戸一丁目の〇〇〇〇さんです。申請地は、昭和61年6月にこの2つの土地にまたがって住宅が建築され、その時点から宅地として使われていたものですが、このたび住宅の建替えの際に、地目が田のままであることから現況に合わせて地目を変更するため、非農地証明の申請を行ったものです。いずれも広島県の農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインに沿って検討すると、今回の申請地は昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃地いわゆる無断転用地となるものの、転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできるとされており、証明に該当する事案と考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、本件について委員の説明を求めます。順位1について、4番丸小委員お願いいたします。

丸小委員

6月14日に事務局と橋村委員、古木委員と現地確認をしました。現況宅地になっているので問題ありません。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。6番古木委員お願いいたします。

古木委員

私も同行しましたが、現地はアスファルト舗装されていて住宅地なので問題ありません。

会 長

続きまして、順位2について、9番橋村委員お願いいたします。

橋村委員

6月14日に事務局、丸小委員、古木委員と現地調査に行きましたが、問題ありません。

会 長

非農地証明申請につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。続きまして、日程第4報告第6号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（川本）

それでは、報告第4号について、事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。議案書は22ページ、地図は23ページをご覧ください。届出人は千葉県船橋市小室町の〇〇〇〇さんです。届出地は、東栄一丁目〇〇番〇〇、登記地目は田、現況が果樹畑で面積は796㎡、〇〇番〇〇登記地目は宅地、現況が畑で面積は42.97㎡2筆合計838.97㎡です。転用目的は、届出人が当該土地を33台駐車のみ極駐車場とするためです。申請地の北側は県営住宅敷地で、南側はさかえ公園となっています。地区担当委員さんからも、周辺の農地に特に影響はないというご意見をいただいております。5月25日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見はなしと認めます。続きまして、日程第5報告第7号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、報告第7号について事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。議案書は24ページ、地図は26ページをご覧ください。譲受人は岩国市麻里布四丁目〇〇〇〇さん、譲渡人は大竹市新町三丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、立戸一丁目〇〇番〇〇登記地目は田、現況は畑面積は326㎡同じく〇〇番〇〇登記地目は田、現況は畑面積は30㎡です。二つの農地は接しており、合計356㎡です。転用目的は譲受人が自己用住宅を建築するためのものです。土地の位置から、進入路がない囲繞地に見えますが、すでに宅地となっているところを通路として、接道すると伺っています。地区担当委員さんから、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。5月23日にこの届出を受理しております。順位2について、議案書は25ページ、地図は27ページをご覧ください。譲

受人は、広島市南区段原日出二丁目の〇〇不動産株式会社代表取締役〇〇〇〇さん、譲渡人は、広島県安芸郡府中町八幡一丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は玖波三丁目〇〇番〇〇登記地目は田、現況は休耕で面積は442㎡です。転用目的は、建売住宅用宅地として利用するものです。申請地は、山陽本線線路敷地と接していて周囲を生垣で囲まれ、玖波駅方面への道のみ車両が通行できる奥まった位置にあります。地区担当委員さんから、道路と線路に挟まれた土地で周辺に農地はないので転用に支障はないとのご意見を頂いております。6月3日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。以上をもちまして、令和4年第5回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同ご礼。ありがとうございました。